

一般社団法人ハートフルファミリー定款

平成28年1月8日 作成
令和6年9月17日 改定

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ハートフルファミリーと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、シングルマザー及びシングルファーザーの就職、独立起業を支援し、又は個々の個性や能力が十分に発揮できる活躍の場を提供することによって、シングルマザー及びシングルファーザーが豊かで活力ある社会生活を送れるようにサポートすることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. シングルマザー及びシングルファーザーの就職、独立、開業及び起業の支援を目的とした情報提供サービス業
2. シングルマザー及びシングルファーザーの就職、独立、開業及び起業の支援を目的としたコンサルティング業
3. シングルマザー及びシングルファーザーの就職、独立、開業及び起業のためのイベント、セミナー等の開催
4. シングルマザー及びシングルファーザーの教育訓練、指導及び人材育成事業
5. 就職情報の収集、販売及び就職斡旋業務、並びに独立、開業、起業及びフランチャイズ契約及び経営の支援
6. 起業家の募集に関する情報提供サービス業
7. シングルマザー及びシングルファーザーの子どものための教育サービス業
8. シングルマザー及びシングルファーザーの子どものためのイベントの開催
9. 書籍等の出版物の企画、発行並びに販売
10. セミナー、講演会の開催事業
11. その他前条の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

1. 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体若しくは法人
2. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人若しくは団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、別に定める入会申込書により、事務局に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会においてそれぞれ別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返選しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 会費を滞納したとき。
3. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
4. 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき。
5. 正会員全員の同意があったとき。

(退社)

第10条 会員は、理事会の決議を経て別に定める退会届を代表理事に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を傷つけ、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員(正会員)をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集及び開催)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で指集通知を発するものとする。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、複数の代表理事がいる場合は、代表理事の中から互選された者がこれに当たる。

(議決権及び決議)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 1. 社員の除名
 2. 監事の解任
 3. 定款の変更
 4. 解散
 5. その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上10名以内
2. 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名又は複数名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事から、1名又は複数名の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。
- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従い算定した額を、社員総会の議決を経て支給する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。複数の代表理事がいるときは、各自が理事会を招集する権限を有する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第30条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 役員の実任の免除又は限定

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(責任限定契約)

第35条 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。)又は監事との間で、同法第111条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 当法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会で別に定める。

第9章 附 則

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行)

第39条 この定款は、令和6年10月1日から施行する。